

様式第5号(第17条関係)

じん肺管理区分等通知書		
氏名		
住所		
年 月 日都道府県労働局長により、じん肺法（第13条第2項(同法第16条の2第16条第2項において準用する第13条第2項において準用する場合を含む。)）の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。		
健康管理上留意すべき事項		
じん肺管理区分	管理 1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管理 2	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管理 3イ	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理 3ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理 4	療養が必要です。
合併症	() にかかっている。	療養が必要です。
年 月 日		職 事業者 氏名
		㊟

備考

- 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。
- 「合併症」の欄は、合併症にかかっている場合に、()の中にその合併症の名称を記入すること。